

寒河江市規則第10号

寒河江市農業委員会の委員選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒河江市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成28年市条例第32号）第4条の規定に基づき、寒河江市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）となるべき候補者を選任する手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省第23号。以下「施行規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、法における用語の例による。

(推薦及び応募の資格)

第3条 農業委員に推薦され又は募集に応募することができる者は、法第8条第4項各号に該当せず、農業に関する識見を有し、農地利用関係の調整及び農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、農業委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
- (2) 満18歳以上である者
- (3) 寒河江市の職員でない者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く。

(推薦及び応募の手続)

第4条 法第9条第1項の規定による推薦をし、又は募集に応募しようとする者は、以下の各号による推薦書又は応募書を持参又は郵送により市長に提出するものとする。

- (1) 農業者が農業委員を推薦する場合は、寒河江市内に住所を有する3人以上の農業者が連名及び必要事項を記入した寒河江市農業委員会委員推薦書（様式第1号）
- (2) 農業者が組織する団体その他団体（以下「団体等」という。）が農業委員を推薦する場合は、必要事項を記入した寒河江市農業委員会委員団体等推薦書（様式第2号）
- (3) 農業委員の募集に応募する者は、必要事項を記入した寒河江市農業委員会委員応募書（様式第3号）

2 市長は、前条各号に掲げる資格の有無を確認するため、その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(推薦の求め又は募集の期間)

第5条 推薦の求め又は募集の期間は、28日間とする。

(周知及び公表)

第6条 農業委員の推薦の求め及び募集にあたっては、次の方法により、市内の農業者等へ

の周知に努めるものとする。

- (1) 市掲示場への掲示
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他適切な方法

2 市長は、施行規則第6条第1項各号の規定に基づき、第4条の規定により農業委員の推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、前項に規定するいずれかの方法により公表するものとする。

(候補者の決定)

第7条 市長は、寒河江市農業委員会委員候補者評価委員会設置要綱（平成29年3月27日制定）に基づく寒河江市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、第4条第1項各号の規定により推薦を受け又は募集に応募した候補者に対する評価を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価したうえで、結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、評価委員会の評価の結果の報告を受けて、農業委員とするべき候補者を決定するものとする。

(任命)

第8条 市長は、前条により決定した候補者について、議会の同意を得て農業委員に任命する。

2 前項により任命された者の氏名等については、第6条第1項の規定と同様の方法により公表するものとする。

(委員の補充)

第9条 市長は、農業委員について、罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、委員の補充に努めるものとする。

2 前項において、農業委員の定数の6分の1を超えて欠員が生じたときは、市長は、速やかに農業委員を補充しなければならない。

3 前2項の規定により選任された農業委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による寒河江市農業委員会の委員の選任に関し必要な事項は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和4年3月31日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。